

<p>第 116 号 発行所 富士見市商工会 富士見市羽沢 3-23-15 電話 049(251)7801 発行者 大久保 義海 URL http://www.syokokai.or.jp/syokokai/fujimi/index.html e-mail hujimi@syokokai.jp</p>	<p>富士見市 商工会報</p>	<p>—主な掲載記事— ○チャリティ市民ゴルフ大会を開催 ○経営革新計画承認制度のご案内 ○税を考える週間 ○最低賃金が改定されます ○マル経融資制度のご案内 ○まちバル☆ふじみのご案内 ○富士見ふるさと祭りのご案内</p>
---	-----------------------------	---

商工業者の繁栄は商工会の利用から

◆ 地域経済に活力を ◆

第 36 回チャリティ市民ゴルフ大会を開催

去る 9 月 6 日（水）大宮カントリークラブに於きまして第 36 回チャリティ市民ゴルフ大会が 205 名の参加者を得て盛会裏に実施されました。今年から「あかつき」「くれない」「みどり」の 3 コースを使用し、例年よりもスタート時刻は遅く、プレー終了時刻は早くすることができました。

優勝の栄冠は、グロス 84、ネット 69.6 で 新井隆之 様の頭上に輝きました。おめでとうございます。

また、ご協賛を頂いた方々、参加された方々に厚く御礼を申し上げます。大変ありがとうございました!!



優勝の新井隆之様（左）と大久保大会長（右）

〈上位入賞者〉		グロス	ネット
優勝	新井 隆之 様	84	69.6
準優勝	高橋 康行 様	87	70.2
3 位	佐嶋 秀久 様	91	70.6



男性 BG「72」の羽生田誠司様



女性 BG「84」の田嶋充子様

☆「経営革新計画」承認制度のご案内

経営革新計画承認制度とは、経営革新に関する計画（3～5年の期間を選択）を県に提出し、承認を受ける制度です。承認を受けるためには ①これから開始する新たな取り組みがあり、②その取り組みにより経営の相当程度の向上を図る計画になっていることが必要です。

承認を受けることで、有利な融資や補助金への道が開かれるなど、多くのメリットがあります。対象は創業後 1 年以上経過している中小企業、個人事業主の方。当会では毎年承認を受けるための支援を無料で実施しています。皆さんも経営革新に取り組んでみませんか。詳しくは県の HP をご覧下さい。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0803/a38.html>

税を考える週間

～税を考える週間とは～

国税庁では、国民の皆様様に租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行っていますが、毎年11月11日～17日を「税を考える週間」として、集中的に様々な広報広聴施策を実施しています。

今年の「税を考える週間」は、テーマを「暮らしを支える税」とし、以下のとおり実施します。

1. 国税庁ホームページによる広報
 - 国税庁の取組紹介
2. SNSを利用した広報
 - ツイッターによる情報発信
3. 講演会の実施や関係民間団体等との連携
4. 社会保障・税番号制度の導入など国税庁の取組を紹介します
 - 社会保障・税番号（マイナンバー）制度
 - e-Tax



10月1日から埼玉県最低賃金が改定されます

1. 埼玉県最低賃金が『時間額871円』になります。
2. 効力発生日は平成29年10月1日（日）です。
3. 埼玉県最低賃金は、埼玉県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者（常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢の区別なく）に適用されます。※
4. 次の金額は、最低賃金に算入されません。
 - (1) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
 - (2) 所定時間外労働、所定休日労働及び深夜労働に対して支払われる手当
 - (3) 臨時に支払われる手当
 - (4) 賞与など1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

※埼玉県特定（産業別）最低賃金が適用される事業場で働く労働者には、金額の高い「埼玉県特定（産業別）最低賃金」以上の賃金を支払う必要があります。

10月1日から改正育児・介護休業法がスタートします

保育園などに入所できず、退職を余儀なくされる事態を防ぐため、育児・介護休業法が変わります。またさらに、育児をしながら働く男女労働者が、育児休業などを取得しやすい職場環境づくりを進めます。

改正内容① 1歳6ヶ月以降も、保育園に入れられないなどの場合には、会社に申し出ることにより育児休業期間を最長2歳まで再延長できます。育児休業給付金の給付期間も2歳までとなります。

改正内容② 事業主は、働く方やその配偶者が妊娠・出産したことを知った場合に、その方に個別に育児休業等に関する制度を知らせる努力義務が創設されます。

改正内容③ 未就学児を育てながら働く方が子育てしやすいよう、育児に関する目的で利用できる休暇制度を設ける努力義務が創設されます。

※詳細は、厚生労働省ホームページでご確認下さい。

【マル経融資制度のご案内】

商工会などの経営指導を受けている小規模事業者の方が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人でご利用できる制度です。

【ご利用いただける方】

- 常時使用する従業員が20人（商業またはサービス業（宿泊業および娯楽業を除く）に属する事業を主たる事業として営む方については5人）以下の法人・個人事業主の方
- 最近1年以上、商工会地区内で事業を行っている方
- 商工会の経営指導員による経営指導を6か月以上受けており、事業改善に取り組んでいる方
- 税金（所得税、法人税、事業税、都道府県民税等）を完納している方
- ㈱日本政策金融公庫の非対象業種等に属していない業種の事業を営んでいる方

【ご融資の条件】

- 貸付限度額 2,000万円
※融資限度額2,000万円の取扱いは平成30年3月31日の㈱日本政策金融公庫受付分までとなります。※ただし、1,500万超の融資を受ける場合には、融資前に事業計画を作成し、融資後に融資残高が1,500万円以下になるまで、経営指導員による実地訪問を半年毎に1回受けていただく必要があります。
- 返済期間 運転資金7年以内（据置期間 1年以内）
設備資金10年以内（据置期間 2年以内）
※上記条件での返済期間の取扱いは平成30年3月31日の㈱日本政策金融公庫受付分までとなります。
- 担保・保証人 不要（保証協会の保証も不要です）
※審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので予めご了承ください。

労働保険の加入手続きは労働保険事務組合におまかせください!!

☆労働保険事務組合とは

・事業主が行うべき労働保険の事務処理について、厚生労働大臣の認可を受けた事業主等の団体です。

☆事務組合に委託した場合のメリット

- ・労働保険に関する各種書類の作成や手続きの手間が省けます。
 - ・労働保険に加入することができない事業主や家族従業員も、労災保険に特別加入することができます。
 - ・概算保険料の多少に関係なく、年3回に分けて納付ができます。
 - ・労働保険料の納付には、コンピューターシステムによる自動振替が利用できます。
- ※ただし、事務組合に委託する場合は、委託手数料が必要となります。

一人親方の皆様へ！～労災保険特別加入制度に加入しませんか～

富士見市商工会では、従業員を雇用せず、建設の事業を営んでいる事業主の方の為に、平成22年10月1日に労働局の認可を受け「富士見市建設一人親方組合」を設立しました。
※ただし、組合に加入する場合は、組合費が必要となります。

「まちバル☆ふじみ」～市内の3駅をバルチケットでハシゴしよう!～

富士見市商工会では、市内商業の活性化と飲食店等の集客増を図る事を目的に市内のお店を、食べ歩き、飲み歩きして、色々なお店を知ってもらい、楽しんでもらうグルメイベント「街バル」を実施します。

1. 実施期間

「街バル」平成29年11月9日(木)～11日(土)

「後バル」平成29年11月12日(日)～11月23日(木)

2. チケット販売 (前売)

平成29年10月7日(土)より富士見市商工会他販売店にて、また、7日(土)夢灯り大市、15日(日)よさこい祭り、28日(土)富士見ふるさと祭りの各会場で前売券を販売します。(定休日・営業時間等にご注意下さい)

3. チケットの種類

700円× 3枚綴り

・価格 2,000円 (前売) 2,100円 (当日売)

・販売数 2,000冊

4. スタンプラリーのご案内 (9日(木)～11日(土)の3日間のみ実施)

参加店3店舗を回ってチケットの応募用紙にスタンプをもらい応募すると、参加店(後バルのみ参加店は不可)で使える商品券が抽選で当たります。

※参加店、バルメニュー等詳細は、ホームページ・チラシ等でご確認下さい。



17富士見ふるさと祭りが開催されます!

富士見市では毎年10月、『富士見ふるさと祭り』を開催しています。このお祭りは市が従来行なっていた『産業祭』、『環境フェア』、『市民まつり』の3つのお祭りをひとつに結集して、平成17年から始まりました。

商業・農業・工業・環境・文化・教育・市民団体など、さまざまな分野から集まった市民の皆さんが、心をひとつにして創りあげるお祭りで、子どもから大人まで幅広い年齢層の方々に親しまれています。



日 時
場 所
雨天時

10月28日(土曜日)午前9時から午後3時45分
市役所、キラリ☆ふじみ、文化の杜公園周辺
イベントを一部変更して実施いたします。その場合、ステージイベントはキラリ☆ふじみ マルチホールで行います。

ふじみマーケット inららぽーとを開催します!

来る、11月23日(祝)昨年に引き続き、今年度も「ららぽーと富士見」で開催することとなりました。ふじみマーケットは、農商工連携事業の一環として、富士見市の農産物・逸品や富士見市産の農産物を使用した食品を販売します。詳細は、ホームページやチラシ等でお知らせいたします。